

秋田県告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

令和7年3月21日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
主要地方道	本荘西仙北角館線	大仙市大沢郷寺字野田家越28番10地先から1番地先まで

2 供用開始の期日 令和7年3月24日（月）

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和7年3月21日（金）から同年4月4日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

秋田県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

令和7年3月21日

秋田県知事 佐竹敬久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
主要地方道	本荘西仙北角館線	大仙市大沢郷寺字石持89番1地先から109番6、108番1地先まで

2 供用開始の期日 令和7年3月24日（月）

3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和7年3月21日（金）から同年4月4日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）